

指導行政のポイント

“国立大学法人法”と公立学校

菱村 幸彦

さる7月9日、国立大学法人法が参議院の本会議で可決され、正式に成立した。

この法律は大学に関する法律だから公立学校には関係がないと思われる方があるかもしれないが、公立学校にも少なからぬ影響を及ぼす法律である。

教育公務員特例法の全面改正

国立大学法人法の制定により、来年4月から全国の国立大学が法人化されると、国立学校がすべてなくなるので、関連法律の整理が必要となる。そこで、国立大学法人法の関連法として、今回「国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(以下「整備法」)が成立している。

整備法によって改正される法律は、学校教育法、教育公務員特例法、教育職員免許法、産業教育振興法、学校図書館法、教員人材確保法など、じつに53本の法律に及んでいる。そのなかで、公立学校と最も関係の深いのは教育公務員特例法(以下「教特法」)の改正である。以下に、教特法のどこがどう変わるか、その主なポイントを紹介しておこう。

第1は、適用対象の変更である。これまで教特法は、国立学校と公立学校の教職員を対象とする法律であった。国立大学法人法により、国立学校の教職員は非公務員となるから、教特法から国立学校の教員に関する規定をすべて削除している。法律の題名自体は変わらないが、教特法の中身は“公立学校教育公務員特例法”になるわけだ。

第2は、給与規定の改正である。教特法改正でここが最大のポイントだ。公立学校教員の給与については、従来、教特法付則25条の5で「公立学校の教育公務員の給与の種類及びその額は、当分の間、国立学校の教育公務員の給与の種類及びその額を基準として定めるものとする」と規定されていた。

国立大学が法人化されると、国立学校に関する給

与規定がなくなるので、公立学校教員の拠るべき基準も消滅する。そこで、教特法は、新たに本則で「公立の小学校等の校長及び教員の給与は、これらの者の職務と責任の特殊性に基づき条例で定めるものとする」(新13条)という規定を設けている。

今後、国立学校教員の給与という全国的な基準なしで、公立学校教員の給与を都道府県が主体的に決めるとなると、都道府県によって給与水準に差が生じるおそれはないのか。

給与水準に格差は生じないか

この点については、(1)一般公務員の給与水準に比較して「優遇措置が講じられなければならない」と定める人材確保法の規定を今後も維持すること、(2)地方公務員法24条で地方公務員の給与は、国および他の地方公共団体の職員等の給与を考慮して定めなければならないと規定されていること、(3)教員の諸手当については、引続き現行と同様の支給ができるよう関係法律の改正を行ったこと、などからみて、まず問題はないだろう。

第3は、新たに「服務」の章を設けたことである。従来、教特法の本則末尾「雑則」で規定していた兼職・兼務や政治的行為の制限について、新たに「服務」の章を設けて定めている。

もっとも、公立学校教員についての兼職・兼務も政治的行為の制限も、中身そのものに変更はない。政治的行為の制限について、従来「国立学校の教育公務員の例による」(21条の4)としていたのを「国家公務員の例による」(新18条)という表現に改めた程度の改正である。

細かな字句の修正などを含めると、今回の教特法の改正はほとんどの条文にわたっている。教育法規の解説書等はかなりのページの改訂が必要となろう。

(ひしむら・ゆきひこ = 公立学校共済組合理事長)

●新刊案内● 好評発売最新刊【付・学術資料CD-ROM】A5判 290頁・定価 2730円 教育開発研究所刊
不登校の原因は？ 不登校中何を考えどう行動したか、学校・教師に何をしてほしかったか？ どう乗り越えたか？

『不登校—その後』

【編著】森田 洋司(大阪市立大学大学院教授)
不登校経験者 260名が語る心理と行動の軌跡